

## 1. 事業者名称

名 称	社会福祉法人 本部町社会福祉協議会
法人所在地	沖縄県国頭郡本部町字大浜881番地の4
電話番号	0980-47-6655
代表者氏名	会長 喜納 明美
設立年月	昭和47年4月27日

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス
事業所の名称	本部町ことばの教室
事業所の所在地	沖縄県国頭郡本部町字大浜881番地の4
連絡先	電話：0980-47-7121 FAX：0980-47-6656
管理者氏名	渡口 安二
児童発達支援 管理責任者	崎濱 瞳子
定 員	10人
指定年月日	平成25年4月1日
事業所番号	4751700024

## 3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	社会福祉法人本部町社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する本部町ことばの教室（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援（以下「指定児童発達支援」という。）及び放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに障害児及び障害児の保護者[児童福祉法（昭和22年法律第164号以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「通所給付決定保護者」という。]の意思及び人格を尊重し、障害児及び通所給付決定保護者の立場に立った適切な指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。
	①事業所は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切か

運営方針	<p>つ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p> <p>②指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に当たつては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町村、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>③前二項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを提供するものとする。</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 4. 通常の事業の実施地域

本部町

#### 5. 営業時間とサービス提供時間

営業日 及び 営業時間	月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、慰霊の日(6月23日)、12月29日から翌年1月3日までを除く。 午前8時30分から午後6時30分
サービス提供日 及び サービス提供時間	<p>指定児童発達支援 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、慰霊の日(6月23日)、12月29日から翌年1月3日までを除く。</p> <p>午前9時から午後6時</p> <p>指定放課後等デイサービス 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、慰霊の日(6月23日)、12月29日から翌年1月3日までを除く。</p> <p>午前9時から午後6時</p>

## 6. 職員の体制

職種	業務内容
管理者	1名 管理者は、職員の管理、児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	常勤1名 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する障害児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障害児及び障害児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
保育士 指導員	常勤2名、非常勤2名以上 個別支援計画に基づき障害児に対して、適切な指導、訓練等を行います。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## 7. 設備の概要(実際に設置されている設備の種類を記載すること)

設備の種類	室数	備考
指導訓練室	1室	
個別指導室	1室	
小集団訓練室	1室	教養娯楽室と兼用
相談室	1室	視聴覚室と兼用
調理室	1室	地域福祉センターの厨房を使用
屋外遊技場		すべり台、砂場
事務室	1室	
トイレ・シャワー		洗面台付、洋式トイレ

## 8. サービスの内容（実際に行うサービスの名称及び概要を記載し運営規程及び事業計画等との整合性を図ること）

### （1）指定発達支援の内容

- ① 児童発達支援計画の作成
- ② 日常生活における基本的な動作の指導
- ③ 集団生活への適応訓練
- ④ 言語訓練に関する指導
- ⑤ レクリエーション行事
- ⑥ 相談及び援助
- ⑦ 利用者の自宅と事業所の間の送迎サービス
- ⑧ 給食サービス

### （2）指定放課後等デイサービスの内容

- ① 放課後等デイサービス計画の作成
- ② 生活能力向上のための訓練
- ③ 集団生活への適応訓練
- ④ 言語訓練に関する指導
- ⑤ レクリエーション行事
- ⑥ 相談及び援助
- ⑦ 利用者の自宅又は学校と事業所の間の送迎サービス
- ⑧ 創作的な活動の指導
- ⑨ 給食サービス

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し説明を行い、利用者の同意をいただきます。

## 9. 利用料金

（1）障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)から家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額を引いた額が介護給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます。(利用者負担額といいます。)

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

（2）上記（1）の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

（3）事業者は、上記（1）及び（2）の利用者負担額の支払いを受けた場合は、通

所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、通所給付決定保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。

(4) 次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。

(ア) 給食サービスの提供に係る食事代 1食あたり300円

(イ) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適當とみられるものの実費

※上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。

※(1)から(4)までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとします。

(5) 利用料金は、1ヶ月ごとに計算して請求しますので、毎月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ①当事業所の窓口で現金支払い
- ②指定口座への振込み

琉球銀行 本部支店 106489 本部町社会福祉協議会

会長 喜納 明美

## 10. サービス利用に当たっての留意事項

通所給付決定保護者は、サービスを利用するに当たって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないものとします。

## 11. 虐待の防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 渡口 安二
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討などを行います。

## 12. 緊急時の対応

現に児童発達支援の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

### (1) 障害児のかかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所 在 地			
主 治 医		電話番号	

### (2) 緊急連絡先

	氏 名 :	続 柄 :
連絡先①	住 所 :	
電話番号 :		

### (3) 事業所の協力医療機関

医療機関名	名護療育医療センター	診療科	小児科
所 在 地	沖縄県名護市宇茂佐1765		
代 表 者	泉川 良範	電話番号	098-52-0957

## 13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書に従い年に2回以上、避難・防災訓練を利用者全員で行います。
防火管理者	大城 盛哉

## 14. 障害児及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、障害児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。

※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の午前8時30分から午後5時30分です。

## 15. 秘密の保持

職員は、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

## 16. 苦情・要望の受付について

### (1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	業務係長 佐久川淳
	苦情解決責任者	常務理事 渡口安二
	受付日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、慰靈の日（6月23日）、12月29日から翌年1月3日までを除く。
	受付時間	午前8時30分から午後5時30分
	電話番号	0980-47-6655
	FAX番号	0980-47-6656

また、苦情受付ボックス（意見箱）をことばの教室前に設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は沖縄県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

本部町役場 福祉課	所在地	沖縄県国頭郡本部町字東5番地
	受付日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、慰靈の日（6月23日）、12月29日から翌年1月3日までを除く。
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分
	電話番号	0980-47-2165
	FAX番号	0980-47-2185
	所在地	沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟4階
沖縄県福祉サービス運営適正化委員会	受付日	月曜日から金曜日
	受付時間	午前9時から午後5時
	電話番号	098-882-5704
	FAX番号	098-882-5714

## 17. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 : 日本興亜損害保険株式会社
- (2) 保 険 名 : 社協の保険
- (3) 保険の概要 : 事業者・団体の活動中の偶然な事故によりサービス利用者や他人の身体・財物に損害を与え、事業者、団体又はその活動従事者が法律上の賠償責任を負った場合の補償。

### ①基本補償

対人・対物・人格権侵害賠償 2億円

### ②ケガ・感染症の補償（施設利用者）

死亡・後遺障害保険金額 300万円